

24 健康・医療

問 国保・年金課(市庁舎2階/☎214-2651)

■特定健康診査を受けましょう

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、糖尿病、高血圧などの生活習慣病をいち早く発見するとともに、重症化の予防を目的とした健診です。

◆対象者 受診当日に国民健康保険の資格がある40～74歳の人 ※対象者へ受診券を郵送します。

問 福祉医療課(市庁舎1階/☎214-2225)

■健康診査を受けましょう

後期高齢者医療制度の加入者が対象です。

◆期間 6月～1月末

◆受診方法 5月下旬ごろにお送りする受診券とマイナ保険証または資格確認書を提示

●ぎふ・すこやか健康診査

生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とした健診です。

◆場所 市内の委託医療機関 ◆自己負担金 500円

●ぎふ・さわやか口腔健康診査

歯の状態やお口の清掃状態、嚙んだり飲み込んだり話したりするための口腔機能チェックを目的とした健診です。

◆場所 県内の委託医療機関 ◆自己負担金 300円

問 保健所保健予防課(都通2-19/☎252-7193)

■がん検診を受けましょう

●検診車で受診するがん検診

検診名	対象者	自己負担金
肺がん・結核検診 (①胸部エックス線検査 ②かくたん細胞診検査)	①40歳以上 ②50歳以上*1	①無料 ②500円
胃がん検診 (胃部エックス線検査)	50歳以上*2	1,500円
乳がん検診	40歳以上の女性	1,500円

●医療機関で受診するがん検診

検診名	対象者	自己負担金
胃がん検診 (胃内視鏡検査)	50歳以上*2	4,000円
大腸がん検診	40歳以上	500円
子宮がん検診	20歳以上の女性	子宮頸部: 1,500円 子宮頸部+体部: 3,000円*3

*1 胸部エックス線検査受診者のうち、喫煙指数(1日の平均喫煙本数×喫煙年数)が600以上かつ3日間連続してたんが出る人

*2 胃がん検診の胃部エックス線検査と胃内視鏡検査は、どちらかを選択して受診してください(重複受診はできません)。

*3 医師が必要と認めた場合のみ子宮体部細胞診検査を実施。

◎日程、会場、委託医療機関、受診間隔など、詳細は市ホームページをご確認くださいか、お問い合わせください。

■節目歯科健康診査を受けましょう

◆対象者 平成17年・12年・7年・2年・昭和60年・55年・50年・45年・40年・35年・30年生まれの人

◆自己負担金 600円 ※平成17年生まれの方は無料

■健康相談

出張健康相談もありますので、お近くの保健センターへお問い合わせください。中保健センター(徹明通2-18柳ヶ瀬グラッスル35 3階/☎214-6630) 南保健センター(茜部菱野1-75-2/☎271-8010) 北保健センター(長良東2-140/☎232-7681)

問 保健所健康づくり課(都通2-19/☎252-7180)

■受動喫煙対策に関する相談窓口

喫煙専用室等の基準など健康増進法における受動喫煙対策に関する相談をお受けします。

■AEDを行事などの開催時に貸し出し

自治会などの市民団体が開催するスポーツ大会などのイベント(おおむね10人以上の市民が参加するもの)を対象に、AED(自動体外式除細動器)を無料で貸し出します。

問 保健所地域保健課(都通2-19/☎252-7191)

■医師による精神保健相談

月に1回、精神科医がこころの相談をお受けします。保健所地域保健課へ事前にお申し込みください。

■小児慢性特定疾病児童に対する医療費を助成

対象となる疾病に対する医療費などを助成します。

■難病患者に対する医療費を助成

国が定める疾病(指定難病)に対する医療費を助成します。

■臓器提供の意思表示をしましょう

臓器提供の意思表示に関する質問や相談をお受けします。

■骨髄バンクにご登録ください

18～54歳の健康な人を対象。あかなべ献血ルーム(岐阜県赤十字血液センター内/☎272-6911)、岐阜献血ルーム アクティブG(橋本町1-10-1 アクティブG 2階/☎264-2122)で登録できます。

問 保健所感染症・医務業務課(都通2-19/☎252-7187)

■エイズに関する検査・相談

検査は匿名で受けられます。予約は保健所感染症・医務業務課へ。相談したい人は、保健所感染症・医務業務課または各保健センターへお問い合わせください。

◆検査日 第1・3月曜日の午後1時20分～3時、第1月曜日の午後5時～6時

■献血にご協力ください

献血場所	受付日時
あかなべ献血ルーム 茜部中島2-10岐阜県赤十字 血液センター内・☎272-6911	【全血】午前9時～11時45分・ 午後1時～4時30分 【成分】午前9時～11時15分・ 午後1時～4時 ※日曜日・年末年始は休み
岐阜献血ルーム アクティブG 橋本町1-10-1 アクティブG 2階・☎264-2122	【全血】午前10時30分～午後 0時45分・午後2時～6時 【成分】午前10時30分～正午・ 午後2時～5時30分 ※3月の第3火曜日・年末年始 は休み

■薬物相談窓口

薬物の依存などに関する相談を電話または直接お受けします。

■石綿(アスベスト)健康被害救済制度申請窓口

アスベストによる健康被害の救済給付申請・請求の受付や相談をお受けします。

25 病院 問 岐阜市民病院(鹿島町7-1/☎251-1101代)

中核病院として、高度で先進的な医療の提供に努めています。

●診療科目 内科、糖尿病・内分泌内科、精神科、脳神経内科、呼吸器・腫瘍内科、消化器内科、血液内科、循環器内科、腎臓内科、小児科、外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、頭頸部外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、病理診断科、臨床検査科、歯科、歯科口腔外科

◆外来診療(初診)受付時間 月～金曜日の午前8時～11時

◆外来休診日 土日祝休日・年末年始

■日曜日・休日に急病になったら…

「岐阜市医師会 岐阜市薬剤師会 協力 休日急病センター」・

「岐阜市歯科医師会 岐阜県歯科衛生士会 協力 休日急病歯科センター」へ

診療場所	診療日	診療時間	受付時間
休日急病センター(内科・小児科) 鹿島町7-1(岐阜市民病院内) ☎253-7277	日曜日・祝休日・ 年末年始(12月31日 ～1月3日)	午前9時～午後1時、午後2時～6時、 午後7時～11時	各診療時間帯の 開始30分前から 終了30分前まで
休日急病歯科センター(歯科) 鹿島町7-1(岐阜市民病院内) ☎253-7337		午前9時～午後1時 午後2時～6時	

※マイナ保険証または資格確認書、福祉医療費受給者証、母子健康手帳、お薬手帳、医療費などをお持ちください。
※他の保険医療機関などからの紹介状をお持ちでない初再診の人は、選定療養費として病院が定める額を自己負担していただきます(福祉医療費受給者証(子ども・ひとり親家庭など)をお持ちの人も自己負担していただきます)。

■お子さんが夜間に急病になったら…「岐阜市小児科医会等 協力 小児夜間急病センター」へ

◆所在地 鹿島町7-1(岐阜市民病院内) ☎251-1101代

◆診療時間 月～土曜日の午後7時30分～11時(受付は午後7時～10時30分)

※日曜日・祝休日・年末年始(12月31日～1月3日)は休日急病センター(小児科)で、
毎日午後11時～翌日午前8時は、市民病院小児科で受診できます。

・15歳以下のお子さんが対象です。・マイナ保険証または資格確認書、福祉医療費受給者証、母子健康手帳、お薬手帳、医療費などをお持ちください。・他の保険医療機関などからの紹介状をお持ちでない初再診の人は、選定療養費として病院が定める額を自己負担していただきます(福祉医療費受給者証(子ども・ひとり親家庭など)をお持ちの人も自己負担していただきます)。

■救急安心センターぎふ(相談無料)

急な病気やケガで病院に行くか救急車を呼ぶか迷ったら、電話相談窓口として専門家からアドバイスを受けることができます。(24時間365日対応)

■ぎふ救急ネット

岐阜県救急・災害医療情報システムホームページから受診可能な県内の医療機関を検索できます。 検索は [こちら](#)▶



■子ども医療電話相談(相談無料)

子どもの応急処置の方法や医療機関の受診について、電話で相談できます。

◆受付時間 月～金曜日は午後6時～翌日午前8時 土日祝休日・年末年始(12月29日～1月3日)は午前8時～翌日午前8時(24時間)

26 ご不幸・墓地

問 岐阜市斎苑(上加納山4717-4/☎245-0228)

■火葬手続き・火葬場の利用

市民課または各事務所へ死亡届(死亡診断書が必要)を提出し、受け取った死体(胎)火葬許可証を斎苑へ提出してください。

■斎苑の式場・待合室の利用 お問い合わせください。

■自宅で飼っていた動物の火葬

動物をダンボール箱など(120cm×70cm×45cm以内)に入れて斎苑で手続きをしてください。飼い主の住所が確認できるもの(運転免許証など)を持参してください。

●ドッグ ・半日人間ドッグ(午前8時30分～午後0時30分)
・PET-CT検診(火～金曜日/約3時間) ・肝胆膵がんドッグ(月・水・金曜日/約3時間) ※いずれも完全予約制

●その他 おなかのヘルニア外来、水頭症外来、セカンドオピニオン外来、緩和ケア外来、がん相談支援センター、認知症疾患医療センターなど

※他の保険医療機関などからの紹介状をお持ちでない初再診の人は、選定療養費を自己負担していただきます(福祉医療費受給者証(子ども・ひとり親家庭など)をお持ちの人も自己負担していただきます)。

●携帯電話やプッシュホン回線の固定電話

→ #7119

●プッシュホン回線でない固定電話や公衆電話

→ ☎216-0119

●携帯電話やプッシュホン回線の固定電話

→ #8000

●プッシュホン回線でない固定電話や公衆電話

→ ☎240-4199

問 市民協働生活政策課(市庁舎9階/☎214-2176)

■市営墓地を使用している人で届出が必要なとき

・墓地が不用になったとき ・住所・氏名を変更したとき
・使用者が死亡したとき ・使用者を生前のうちに変更したとき
・墓地使用承認証を紛失したとき
・納骨するとき(分骨の場合は不要)
・墓地内で工事(墓碑建立・名を刻むなど)を行うとき

■埋蔵されている焼骨をほかへ移すとき(改葬)

改葬許可申請書を市民協働生活政策課へ提出してください。